

平成 27 年 4 月 16 日【第 450 回】

★～「平成 26 年中の県内の

サイバー犯罪情勢」について～★

『県警察本部広報相談課の平良さんにスタジオに入ってもらいました。
今朝のテーマは何でしょうか？』

おはようございます。県警本部広報相談課の平良です。

今朝は「平成 26 年中の県内のサイバー犯罪情勢」についてお話していきたいと思えます。

昨年、県警察が検挙したサイバー犯罪は 128 件で、平成 25 年に比べて 10 件増加しております。

これは、県警察が統計を取り始めた平成 12 年以降、最も多い件数となっていて、年々増加している状況です。

『サイバー犯罪は年々増加しているのですね。それでは、具体的にどのような犯罪が多いのでしょうか。』

検挙の主な内訳を見ますと、出会い系サイトやコミュニティサイトを利用して児童と出会い、お金を渡してみだらな行為を行う児童買春・児童ポルノ法違反が 28 件と最も多く、次いで、マンガや音楽、ビデオなどを著作者の許可無く、インターネット上に掲載し、それを誰もが見られる状態にしたり、または、それを販売した場合の著作権法違反が 22 件、インターネットオークションなどで代金を受け取りながら、商品を送らないなどの詐欺が 20 件となっております。

また、スマートフォンで多く使われている無料通話アプリである「LINE」から自動で 110 番発信させるウイルスを作成した者や、そのウイルスをおもしろ半分て他人に送った者などをウイルス罪で検挙しました。

『スマートフォン等の普及で便利になる一方で、犯罪に利用されることも増えているのですね。警察では県民からのサイバー犯罪に関する相談にも対応しているとのことですが、実際にこのような相談は増えているのでしょうか。』

はい、昨年、県民の皆さんから警察に寄せられたサイバー犯罪に関する相談は

750 件で、平成 25 年と比べ 176 件減少しています。

減少した相談の内容としましては、ショッピングサイトで購入した商品が届かないなどの詐欺に関する相談や、インターネット掲示板に悪口を書かれたといった名誉毀損に関する相談が挙げられます。

これらの相談が減少した理由としましては、防犯講演やチラシ配布等の広報啓発活動を積極的に推進した結果、徐々に対処法が浸透してきているのではないかと考えております。

しかし、不正アクセスやコンピュータウイルスに関する相談は 49 件で、平成 25 年と比べ 10 件増加しており、また、新たなサイバー犯罪が発生した場合など、それに関連した相談が増えることが懸念されますので、注意する必要があります。

特に、企業や官公庁の情報を盗む目的で送られてくる標的型攻撃メールは注意が必要です。

標的型攻撃メールとは、企業等の機密情報を盗む目的で、取引相手や顧客などになりすましてメールを送りつけ、そのメールに添付されているウイルスファイルを開かせたり、メールに記載されたウイルス配布サイトを閲覧させるなどして、ウイルスに感染させて、機密情報を盗むものです。

機密情報を盗まれないためには、怪しいメールは、開かないことが大切です。

『日頃のメールからでもサイバー犯罪に巻き込まれる危険性があるのですね。その他にどの様なことに注意すればよいですか？』

サイバー犯罪の特徴である、匿名性が高い、時間や場所に制約がないことを理解し、

- ・ SNS、コミュニティサイトで顔写真などの個人情報を載せない、知り合った人とは会わない
- ・ ネットで取引をする時は、商品や相手のことをよく調べて、商品が極端に安い場合や、相手の確認ができない場合は、取引をやめる
- ・ マンガや音楽、映画などをネットに載せない
- ・ パソコンやスマートフォンにウイルス対策ソフトを導入する
- ・ お子さんに、携帯電話やスマートフォンを持たせる場合は、インターネット上の違法・有害情報から守るため、それらの情報をブロックするフィルタリングサービスを活用する
- ・ 日頃からお子さんが、インターネットをどのように使っているのか、コミュニケーションを通して確認することや、もしもお子さんがトラブルに巻き込まれそうになった場合は、なんでも親子で話し合える関係を築く

などに気を付けてください。

もし、トラブルに巻き込まれた場合は、遠慮なく警察に相談してください。

『便利なインターネットですが、サイバー犯罪に巻き込まれないよう注意が必要ですね。』

そうですね。便利なインターネットですが、そこに潜む犯罪に巻き込まれないよう、注意していただきたいと思います。

『ありがとうございました。』